

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

富士宮市

2 構造改革特別区域の名称

富士宮市果実酒リキュール特区

3 構造改革特別区域の範囲

富士宮市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

富士宮市（以下、「本市」という。）は、静岡県の中東部に位置し、JR身延線・国道139号線の要衝にあり、東南は岳南工業地帯に接してベッドタウンとして発達している。市の北・西側は山梨県と接しており、北東部は富士山の山麓となっている。範囲は、東西20.92km南北32.63kmに及び、総面積は38,908haで富士山麓の4分の1を占めている。

(2) 気候

平成28年の本市の年間平均気温は、15.9℃であり、年間降雨量は2150.5mmである。低地から高地まで幅広い地勢を有し、平野部と山間部での気温差が大きい。平野部では冬期に積雪することは稀であり、比較的温暖である。

(3) 人口

本市の人口は、平成22年に合併した芝川地域を含め、ここ10年ほど13万人台で推移している。平成30年1月1日現在、総人口は133,641人である。今後、少子高齢化が進み、市内の人口は緩やかに減少していくことが予想されている。

(4) 産業

平成27年国勢調査における本市の就業人口は、65,040人であり、産業別構成では第1次産業は3%、第2次産業は41%、第3次産業は52%、その他は4%となっている。

〈農業〉

本市では、富士山西麓に広がる朝霧高原から平坦地が続く日本有数の高低差を活かし、畜産・水稲・野菜・茶等を基幹作物として、それぞれの地域で特色ある農業が営まれている。北部は、静岡県下で有数の畜産地帯であり鶏卵出荷額は静岡県内1位、生乳生産量は県内での生産量の約50%を占めている。また、近年は野菜を中心とした施設栽培が増えており広大な土地を利用した、トマトや秋夏いちご、ぶどう、キウイフルーツの栽培が展開されている。西部から南部にかけては、芝川水系を利用した水田地帯となっており、水稲を中心とした生産が盛んである。また、一部地域では伝統的に梅の生産や、たけのこの生産が行われている。中部は畑地帯となっており、落花生、キャベツ、スイートコーン、イチジク、ブルーベリー、柚子、柿、いちご等が盛んに生産されている。東部及び南部は、茶の栽培が盛んであり、一団の茶畑が広がっている。特に柿、キウイフルーツにおいては農協で生産部会が組織され、市内外へ積極的に販売展開されている。また、梅、ブルーベリー、ゆず、イチジク、ぶどうは、直売所に出荷されるだけでなく、特産品として売り出すために市内外でジャムやリキュール、ワインに加工し、販売する取り組みを行っている。農業産出額は2,343千万円(平成27年わがマチ・わがムラ)である。

近年、担い手への農地の集約化が進みつつあるが、農家の高齢化や後継者不足等の進行により、農家数は減少し荒廃農地も増加傾向にある。

〈工業〉

本市には、3つの工業団地が形成され、主に医薬品関連企業や食品関連企業、機械関連企業等が立地している。また、製紙関係や医療用機器メーカー等が本市内に立地している。

〈観光〉

平成28年度に本市を訪れた観光客は600万人であり、その多くが富士山や、世界文化遺産の構成資産(富士山本宮浅間大社、白糸の滝等)を訪れている。また、全国で有名になった「富士宮焼きそば」や、アイスクリーム等の乳製品等の食や酪農体験等を目指して静岡県内外から多くの観光客が訪れている。

(5) 地域づくり

本市は、平成28年度から平成37年度までの10年間を期間とする「第5次富士宮市総合計画」の中で、将来都市像を「富士山の恵みを活かした元気に輝く国際文化都市」とし、その実現に向けた魅力あふれるまちづくりを進めるため、「恵み豊かな未来づくり～世界遺産富士山の恵みを保全し、活用する～」「いきいき元気な未来づくり～安全・安心なまちで、健康を育み元気に暮らす～」「誰もが輝く未来づくり～人とまちが輝き、人口減少社会に打ち克つ～」を重点的に取り組む課題として、事業を進めている。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

本市の平成2年の農家戸数(専業・兼業)は、2,530戸(旧芝川町含む)であったのに対して、平成27年の農家戸数は1,015戸であり(平成29年度版富士宮市の農業)、農家戸数は減少している。また、高齢化が進んでいるため、今後の担い手不足が懸念される。

5 構造改革特別区域計画の意義

近年、複数の生産者がワイン用ぶどうや果樹等の栽培を進めており、休耕田の活用や農地の集約化に取り組みつつある。特例措置の活用により、それらの地域の特産物として指定された農産物を用いた果実酒やリキュールの製造が小規模な製造場でも可能になり、農業者等による新規参入が図られ、6次産業化が促進される。それにより、新規就農者の増加につながり、新たな担い手が育成され、農地の集約が進むことで、農村地域の活性化が期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することにより、地域の特産物を利用したストーリー性の高い酒類の製造が可能になる。農業の6次産業化を進めることで農家等の所得向上を図るとともに、担い手への農地の集約を進め、荒廃農地の発生を抑制することを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 新しい酒類の製造、提供、販売及びブランド化等による地域活性化

富士山麓で生産された果実酒やリキュールにより、地域資源を有効活用し、地域の活性化を図る。また、このような取り組みを広くPRすることにより、市及び地域の知名度向上につながる。

(2) 農地の多面的機能の維持及び荒廃農地の発生抑制

担い手への農地の集約によって、荒廃農地の発生を防ぎ農地の多面的機能が維持できる。農地を担い手が耕作することによって、農村の景観が守られ地域の魅力が向上する。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
特産酒類製造事業者数	—	1件	2件
特産酒類（果実酒）製造数量	—	2 k l	3 k l
特産酒類（リキュール）製造数量	—	—	1 k l

8 特定事業の名称

709（710,711）特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物(梅、ブルーベリー、ゆず、イチジク、柿、キウイフルーツ、ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

富士宮市の全域

(3) 事業の実施機関

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物(梅、ブルーベリー、ゆず、イチジク、柿、キウイフルーツ、ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した農産物(梅、ブルーベリー、ゆず、イチジク、柿、キウイフルーツ、ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことにより、本市の特産物を使用した果実酒又はリキュールの製造が小規模でも可

能となり、地域の新しい特産品が生まれるだけでなく、担い手への農地の集約化や荒廃農地の発生を抑制することが見込まれる。

なお、当該特例措置により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。